

第3回益城町公の施設のあり方検討委員会（議事概要）

- ◆ 日時：令和6年（2024年）1月26日（金）13:30～15:00
- ◆ 場所：益城町役場 3階 第1委員会室
- ◆ 出席：10名
事務局3名、施設所管課3名、施設関係者5名

- ◆ 内容：
 1. 開会

 2. 会長挨拶
 - 次のとおり挨拶があった（以下、概要）。
 - 本日は第3回目の委員会となります。最初の会議は11月24日に開催され、その際に複合施設の管理運営について、町直営とするか、指定管理者によるものとするかについての答申を求められました。本日の会議では、その諮問に対する答申を決定することが主な目的となっています。
 - 前回の12月22日の会議で、指定管理者による管理運営を行うという方向性については、委員の皆様から承認を得ることができました。しかし、各委員から寄せられた意見の中には、まだ検討が必要な事項についての指摘もありました。
 - これらの意見については、事務局が各委員の発言を考慮し、答申内容を検討して答申案を作成しています。本日は、その答申案を議論し、委員会としての答申をまとめることが主な流れとなります。
 - また、複合施設には男女共同参画や子育て支援などの機能も含まれているため、これらの事業を管理運営するに当たっては、契約や仕様書に細部までしっかりと記載すべきだという意見が出されました。
 - 本日のニュースでも複合施設の話題が取り上げられ、熊本地震からの最後の復旧施設としての役割が強調されました。これらの期待も踏まえ、委員の皆様からの意見を反映した答申を作成していきたいと考えています。
 - 特に、付帯意見については、何か追加してほしいというご意見があれば、ぜひともお聞かせいただきたいと思っております。

 3. 前回議論の振り返り
 - 事務局より、資料3「第2回益城町公の施設のあり方検討委員会の振り返り（議事要旨）」を説明。

4. 議事

- 複合施設（仮称）のあり方に関する検討結果（答申）案について
 - 事務局より、資料4「複合施設（仮称）のあり方に関する検討結果（答申）案」を説明。

5. 委員討議

- 次のとおり討議が行われた。
 - 委員）付帯意見の第6項目にある導入後の効果検証について、確かに指定期間終了後に評価を行うことは必要だと思います。しかし、その期間が満了する前にも、例えば委託から1年ごとに、その効果が出ているかどうかの検証が逐次必要だと考えています。
また、複合施設が指定管理者となった場合、施設の運営委員会は設置されるのでしょうか。それとも、全てを指定管理者に任せる形となるのでしょうか。
 - ✓ 施設所管課）運営委員会については、公民館部分については既に公民館運営審議会が存在しています。したがって、複合施設が指定管理者となった場合でも、その機能をチェックする必要があり、そのために審議会は残していきます。施設全体としても、男女共同参画や子育て関連の機能については、機能の区分けはあるものの、関連部署と全体的な運営委員会の設置については検討していきたいと思います。
 - ✓ 委員）ぜひ、運営委員会の設置をお願いします。その中には専門知識を持つ人々を含めていただき、私たちが期待する効果が得られているかどうかを都度評価していただきたいと思います。
 - ✓ 会長）プロポーザルの段階では5年間の事業計画や収支計画が提出されます。指定管理者になった場合、プロポーザルで提案された事業が適切に行われているか、収支が計画通りに進んでいるかどうかは確認できます。しかし、先ほど担当からの説明でありました現状の機能をそのまま継続するのは適切ではないと考えます。複合施設全体として運営委員会を設置し、施設全体からの視点が必要となります。したがって、公民館や男女共同参画センターが単に統合されただけという考え方ではなく、複合施設専用の運営委員会を新たに設置していただくことが望ましいと思います。また、毎年を検証結果を報告し、それについて議論する場を設けることも必要だと考えます。
 - 委員）公営住宅の指定管理者については、管理者事務所が町外にあるため、場所が分かりにくいという問題が存在します。そのため、益城町内に連絡を取ることが可能な場所を設けることを指定条件に含めることが望まし

いと考えました。町内に事務所を設置して運営を行うという考えもあると思いますので、その点についても考慮しているかどうか伺いたいと思います。

✓ 事務局) 公営住宅の管理事務所が熊本市にあるため、連絡を取るのに不便を感じているという声を耳にしています。公営住宅については、当初から住宅の中に事務所を設けることは想定していませんでした。しかし、複合施設の場合は、施設内の事務所に常駐し、町と連携を取ることになりますので、その点について心配する必要はないと思います。

✓ 委員) 確かに、住宅関係では緊急の場合に市内に行って鍵を借りるという事態が生じています。そのため、町内に事務所があることを望む声がありました。複合施設については、事務所が施設内に設けられるとのことで、その点については安心しました。

✓ 会長) 複合施設では、施設内に事務所を設けて運営する形になります。そして、その事務所に常駐する職員が何名いるのかという点も、提案資料に含まれてくることになります。

➤ 委員) 効果検証について、数値的な目標は理解しやすいですが、町として求めるデータについてもある程度想定しておく必要があると思います。その点についてどのように検討しているのかを知りたいですし、まだ具体的な計画がない場合は、しっかりと検討していただきたいと思います。

✓ 施設所管課) 数値的な目標は想定しているが、町としてはどのような複合施設にしたいかというデータが必要です。例えば、施設利用者の満足度や講座のニーズへの対応などが考えられます。これらの必要な事項についてはこれから整理していくつもりです。

✓ 会長) 仕様書に「〇〇などについて考えがあれば」という自由記述欄を設けるという手法があります。それにより、提案者側が町民のどのような点をフォローしていく考えを持っているかを把握することができます。その部分が評価できる形になると良いと思います。数値で表現できない部分については、あらかじめ想定しておき、それについて自由に記述してもらうことで、その部分が空白であれば考えていないと評価できると思います。

➤ 委員) 付帯意見の 1 についてですが、社会教育法では社会教育主事の配置が規定されています。しかし、現実には半数の自治体がこれを実施していません。今後、社会教育主事の必要性については議論が進むと思いますが、その重要性を行政に理解していただきたいと思います。規定に明記されているにもかかわらず配置されていないという現状については、行政

や議会の理解と対応を求めます。

また、付帯意見の 2 についてですが、文書全体を通してみると、民間企業が指定管理者になるという表現が見受けられます。しかし、NPO や地域団体が指定管理者になる事例も存在します。そのような機会を益城町でも提供してほしいと思います。運営コストの削減も重要ですが、公募制度だと競争原理が働き、企業が有利になることが多いです。また、公共の施設は直営が良いという考えは変わりませんし、公共の福祉を民間が担うことが地域の福祉につながるとは思えません。NPO や地域団体が参画することで、地域の福祉の向上に繋がると思います。

先ほど、指定管理者制度の付帯意見の 6 番について話がありましたが、公民館条例があるため、公民館の内容については専門的に議論する必要があります。複合施設の委員会も重要ですが、公民館委員会は専門として維持してほしいと思います。生涯学習の実現のため、町に必要な施設を提供できるよう、我々の理解が今後の議論に反映されることを望みます。

✓ 会長) 私は以前、熊本県消費生活審議会会長をしていました。そのとき、専門員について国は当初は予算を提供していましたが、ある年度からは自治体で対応してくださいと変更になりました。しかし、消費生活相談員の知識は年々更新が必要で、正規で雇うにはそれなりの財源が必要です。そのため、財政課が予算を提供せず、専門員は非常勤となりました。これは今の社会教育の問題と似ています。法律で必置とされているにもかかわらず、自治体が財源を確保するかどうかが問題になります。住民のウェルフェアを向上させるためには、専門知識を持った人材が必要です。それが一般行政職員ではないため、行政は消極的になります。しかし、現在の地域住民のウェルフェアを考えた場合、これらの問題が社会問題化しているのです。行政としてどうあるべきかという議論が必要です。国も補填できない状況があるので、その点も考慮してほしいと思います。

➤ 委員) 民間企業の一員として話しますが、公民館、男女共同参画センター、ふれあい交流館のそれぞれの目的が町から明確に示されないと、入札は難しいと感じます。これらの施設は様々なターゲットがあり、施設自体が特色を持つのが難しいと感じます。しかし、逆に考えれば、このような複合施設は珍しいとも言えます。ただ、すべてを民間に任せるのは難しく、施設のコンセプトが明確でないと指定管理者が入りづらいと思います。また、社会教育の視点を取り入れるのも難しいと思います。町のコンセプトが必要だと感じています。教育の分野では、2月6日から7日にかけて TSMC の勉強会を町職員向けに開催する予定ですが、そこでは若者た

ちが未来をどのように描くのか、台湾との交流や文化の融合、地域内外の交流の場としての役割を果たすことが非常に重要だと思います。空港も近くにあるので、その利点を含めたイメージを作らないとプロポーザルに応募するのは難しいと感じます。また、社会教育主事については、必要な人材を町から採用するという手もあると思います。利用者の観点からも、委員会を設けることは大賛成です。委員会がなければ、施設のコンセプトが分からなくなると思います。企業と話す機会を作り、施設の良さをアピールすることが重要だと思います。

次に、施設の予約システムの見直しについてですが、他の施設も一緒に見直すのでしょうか。

- ✓ 施設所管課) 予約システムについては、そのように考えています。
- ✓ 委員) すべての施設を一つのシステムにするというイメージでしょうか。
- ✓ 施設所管課) そのイメージです。一つのサイトから複数の施設を検索できるようにします。
- ✓ 委員) それであれば、施設ごとの特色を明確にすることが必要だと思います。利用者がどの施設を利用すべきか分からなければならぬし、施設ごとに特色をしっかりと出すことで運営がスムーズに行くと思います。
- ✓ 施設所管課) 入札についてですが、単独の企業では難しいと思いますが、SPC（特定目的会社）を設立することを検討しています。企業にSPCを設立する流れを作ることが必要だと感じています。それにより、入札のハードルが下がると考えています。また、熊本市の白川公民館の指定管理者には社会教育士がいるので、企業側に社会教育士を置くことは必ずしも難しくないと伝えるしたいと思います。
- ✓ 委員) 確かに可能でしょうが、現時点で社会教育士を持つ企業は少ないと思います。教育事業者に限定すると選択肢が狭まると思います。そのため、施設のコンセプトが何であるかが重要で、それによってSPCを組む際の優先順位も変わるでしょう。そのため、委員会を設けて議論することで良い結果が得られると思います。
- ✓ 会長) 私が関心を持つのは、設置条例の第1条にどのような文言を記載するかです。既存の3つの施設の条例をそのまま引き継ぐと、活気のない施設になると思います。第1条の文言は、町の立場や施設の方向性を示す重要な部分で、これは第1条に限ります。少なくとも、今回の施設は震災で倒壊した3つの施設の単なる復旧ではないことを明確にしたいと思います。

✓ 施設所管課) 複合施設は「垣根のない学びの提供」、「交流による新たな価値や活動の創造」、「憩とにぎわいの場の提供」の 3 つの柱をもとに進めてきました。これらは抽象的ではありますが、これが複合施設の基本的な柱です。それをベースに、施設の特色をしっかりと出していきたいと思います。

✓ 会長) 第 1 回の資料にも説明がありましたが、複合施設の基本計画は既に存在します。その計画に基づいて設置条例第 1 条を作成することが重要だと思います。

また、予約システムの話ですが、一般的には ID 作成から予約完了、決済まで可能なシステムが一般的です。施設の稼働率を上げるためにも、そのようなシステムを作ってほしいと思います。

また、今回の施設の検証が難しいのは、これまでに指定管理者を導入する際には、導入前後で比較が可能だったが、今回は新しい施設で最初から指定管理者とするため、町直営の場合との比較ができないからです。そのため、検証する際にはその前提を考慮する必要があります。それに伴って、プロポーザルの資料作成に際しては、行政がどのように考えているかが重要になると思います。

➤ 委員) 今回の指定管理者の公募には高いハードルが設定されていると認識していますが、それが他の市町村に目指すべきモデルとなる施設を創り出す契機となることを心から願っています。

➤ 会長) 本日、各委員から頂いた貴重な意見については、事務局と再度調整を行います。今日提出された答申案に対し、内容の変更や修正の意見は特に出ていなかったと理解しています。したがって、必要に応じて事務局で調整を行い、その結果を私と事務局で確認するという進捗で問題ないでしょうか。

✓ 全委員) 了解

✓ 会長) 答申の最終版が完成次第、各委員の皆様に郵送でお送りします。

➤ 会長) 予定通りであれば、2月14日に答申を提出することを予定しています。答申が提出されると、この委員会は解散となります。これまで3回の委員会を開催しましたが、皆様の協力のおかげで非常に円滑に運営できました。そのことについて、心から感謝申し上げます。

6. 事務連絡

● 事務局より、次のとおり連絡があった。

➤ 本日の委員報酬と費用弁償については、来月上旬に振り込みを行いますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

- 答申は2月14日を予定しています。その答申内容を基に、町としては深く検討を行い、複合施設の供用開始に向けた準備を進めてまいります。
- 委員の任期については、委員会設置要項により、町長への答申日までと規定されておりますので、2月14日の答申日をもって委員会は解散となります。
- これまでの過程で、皆様から多大な理解と協力をいただいたこと、心より感謝申し上げます。そして、皆様がこれからもさらに活躍されることを祈念し、お礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

7. 閉会